# 「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価準備書」について の熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、次の事項 について十分勘案すること。

#### [全体事項]

- (1) 沈砂池の設計等にあたっては、過去の雨量の観測記録を十分考慮したうえで検討すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、引き続き、地域住民や関係者に対して、 適宜、説明を行うよう努めること。

#### [大気環境]

#### 〈騒音及び超低周波音〉

(1) 騒音についての事後調査にあたって、超低周波音の測定が可能な場合は測定するとともに、測定結果を参考情報として報告書に記載することを検討すること。

#### [水環境]

#### 〈水質〉

(1) 沈砂池排水を近接する林地土壌に排水するにあたり、周辺森林土壌の浸食や洗堀が生じないよう設備の構造に十分な配慮を行うこと。

#### [動物・植物・生態系]

#### 〈動物(鳥類)〉

- (1) 風力発電機 8 号機、9 号機の設置予定場所周辺では、ブレード回転域を含む高度とは異なるものの、サシバの飛翔が多く確認されているため、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置のほか、最新の知見等を収集し、バードストライク防止対策を検討すること。
- (2)事後調査において、バードストライクの発生が確認される等、重要な鳥類等に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえて、追加の環境保全措置の実施について検討すること。

#### 〈動物 (昆虫類)〉

(1) 改変区域内でヒメボタルが確認されていることから、生息に適した 暗い環境を維持できるよう、この区域における伐採面積の最小化につ いて検討すること。

### 〈植物〉

(1) 植物の移植について、移植時期や場所等を具体的に検討すること。 また、事後調査において、移植した植物の定着を十分に確認できなかった場合は、継続した調査を検討すること。

## [景観・人と自然との触れ合いの活動の場] 〈景観〉

(1) 風力発電機が視認しやすい状態での予測ができるよう、風力発電機の色彩を赤色にしたもの等のフォトモンタージュを作成し、その結果を評価書に記載すること。

# 「(仮称)苓北風力発電事業環境影響評価準備書」についての留意事項等

環境影響評価の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、以下の事項に留意されたい。

### (1) 留意事項

|         | 該 当 事 項    | 内 容                      |
|---------|------------|--------------------------|
| p32     | 建設工事に用いる重機 | 表2.2-6において、建設工事に使用する主な重機 |
| l       | こ関する記載     | の種類としてバックホウ、ブルドーザーが挙げら   |
|         |            | れているが、これらの作業が騒音規制法又は熊本   |
| -       |            | 県生活環境の保全等に関する条例に基づく「特定   |
|         |            | 建設作業」に該当する場合は、関係市町村に届出   |
|         |            | を提出する必要があるため、以降の説明において、  |
|         | 8,1        | このことを踏まえた記載内容とすること。      |
| p160等   | 騒音・振動に関する地 | 騒音や振動に関する地域指定において、苓北町    |
| ļ t     | 域指定に関する記載  | 域については田園住居地域の追加を反映させるこ   |
|         |            | と。また、天草市については天草市に確認のうえ、  |
|         |            | 必要に応じて記載を修正すること。         |
| p206    | 災害の発生に留意した | 対象事業実施区域及びその周辺は、山地災害危    |
| 1       | 事業計画の検討    | 険地区に指定されており、事業実施による災害発   |
|         |            | 生のおそれがあることから、事業計画の検討にお   |
|         |            | いては留意すること。               |
| p206等 7 | 砂防指定地等の指定状 | 「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」、    |
| - 3     | 况の確認等      | 「地すべり防止区域」については、指定の追加等   |
|         |            | があるため、最新の資料で指定状況を確認するこ   |
|         | K          | と。                       |
| p210    | 災害の発生に留意した | 対象事業実施区域内には、土砂災害警戒区域や    |
| :       | 工事計画の作成    | 土砂災害特別警戒区域があるため、災害の発生に   |
|         | x 11       | 十分注意した工事等を計画すること。        |
| p567 等  | 濁水対策       | 風力発電機8号機、9号機の設置予定場所周辺は、  |
|         |            | 尾根筋に近いところを改変する計画であるため、   |
| - °     |            | 工事の際は天草市側への濁水流出についても留意   |
|         |            | すること。                    |
| p608    | コウモリ類の調査結果 | バットディテクターの解析画像を評価書に掲載    |
|         | の記載        | すること。                    |
|         |            |                          |

| 該当頁   | 該当事項       | 内 容                    |
|-------|------------|------------------------|
| p845  | ニホンヒキガエルの生 | ニホンヒキガエルの生息環境を保全するため、  |
| ~     | 息環境保全      | 改変区域の最小化について検討すること。    |
|       | TC         |                        |
| p1003 | 風力発電機の色の検討 | 風力発電機の環境融和色については、山・空・  |
|       |            | 海など多様な周辺の景観に調和する色彩を検討す |
| -     |            | ること。                   |
| p1052 | 工事の実施における留 | 工事の実施にあたっては、使用する重機その他  |
|       | 意点         | 建設用機材からの油流出やコンクリート打設の際 |
|       |            | の排水や余剰水が想定されることから、環境保全 |
|       |            | 措置において、これらの対応に関する記載を追記 |
|       |            | すること。                  |
| p1057 | 景観に関する検討   | 渡り鳥等に対する風力発電機への衝突回避対策  |
|       |            | としてのブレード塗色等の視認性向上対策を講ず |
|       |            | る場合は、景観への配慮の観点から、最新の知見 |
|       | 77 12      | や専門家等の助言を踏まえて慎重に検討するこ  |
|       | ×          | ٤.                     |
| 資料編   | 鳥類の夜間のレーダー | レーダー調査の結果について、渡りのツル類の  |
| 資-97  | 調査の結果の記載   | 可能性があるデータを抽出して評価書に示すこ  |
|       |            | と。                     |

# (2) 修正事項

| 該当頁   | 該当事項       | 内容                         |
|-------|------------|----------------------------|
| p64   | 地下水の水質調査結果 | チウラムの結果は「<0.0006」に、シマジンの   |
| <     |            | 値は「<0.0003」にそれぞれ修正すること。    |
|       |            | また、チオベンカルブの環境基準値は          |
|       | * 1        | 「0.02mg/L」に修正すること。         |
| p65   | 地下水の水質調査結果 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査結果にお       |
|       |            | いて、年間平均値の3桁目は切り捨てし、有効      |
|       | -          | 数字2桁で記載すること。また、井戸深度 7m の   |
| · · · |            | 井戸の測定結果の年間平均値を 9.1mg/L に修正 |
|       |            | すること。                      |
| p120  | 巨樹・巨木林に関する | 「下田北長浜のアコウ」、「下田北内山のハ       |
|       | 記載         | ゼ」、「福連木石木のシイノキ」の所在を天草      |
|       |            | 市に修正すること。                  |

| 該当頁    | 該当事項             | 内 容                                  |
|--------|------------------|--------------------------------------|
| p174   | 騒音の指定地域に関す       | 苓北町の騒音規制法に基づく区域について、                 |
|        | る記載              | 平成 31 年 3 月 29 日熊本県告示第 341 号、342 号   |
| 10     |                  | を確認のうえ、修正すること。                       |
| p178等  | 水質の基準値等の記載       | 許容限度の数字と単位の間に空白がある項目                 |
|        | ・表 3.2-35(1)     | があるため修正すること。                         |
|        | ·表 3. 2-36(1)    | 8                                    |
|        | ·表 3.2-39(1)~(3) | n n                                  |
| p186   | 熊本県地下水保全条例       | 化学物質の欄に記載がある「水銀及びアルキ                 |
|        | の対象化学物質に関す       | ル水銀、その他の水銀化合物」の「、」は削除                |
|        | る記載              | すること。                                |
| p385   | 大気測定局(苓北都        | 窒素酸化物(NO+NO2)の 1 時間値の最高値につ           |
|        | 呂々局)の二酸化窒素       | いて、春季 0.035ppm、夏季 0.017ppm、秋季        |
|        | 調査結果             | 0.032ppm、冬季 0.033ppm、全期間 0.035ppm に修 |
|        | 7                | 正すること。                               |
| p385   | 大気測定局(苓北都        | 窒素酸化物(N0+N02)の日平均値の最高値につ             |
|        | 呂々局)の二酸化窒素       | いて、春季 0.005ppm、夏季 0.003ppm、冬季        |
|        | 調査結果             | 0.005ppm、全期間 0.005ppm に修正すること。       |
| - p385 | 大気測定局(苓北都        | 室素酸化物(NO+NO2)の二酸化窒素の割合につ             |
|        |                  | いて、再確認のうえ、修正すること。                    |
|        | 調査結果             | 1                                    |
| p391   | 二酸化窒素濃度の予測       |                                      |
|        | 式                | 平均排出量」に修正すること。                       |
| p430   | 騒音の調査結果          | 残留騒音の調査結果について、秋季の夜間の                 |
|        |                  | 最大値を49デシベルに修正すること。                   |
| p453   | 騒音の予測結果          | 騒音レベル(LAeq)の結果について、「37~54            |
|        |                  | デシベル」に修正すること。                        |
| p552   | 道路交通振動に関する       | 本県における道路交通振動の要請限度での時                 |
| p555   | 時間の区分の記載         | 間区分は                                 |
|        | -                | 昼間:午前8時から午後7時まで                      |
|        |                  | 夜間:午後7時から翌日の午前8時まで                   |
|        |                  | であるため、修正すること。                        |
| p584   | 最寄りの施設の距離に       | 「最寄りの配慮が特に必要な施設は約 1.5km              |
| = =    | 関する記載            | の位置にある。」との記載がある箇所は「約                 |
|        | Δ.               | 1.7km」に修正すること。                       |
| p1031  | 天草市景観計画に関す       | 天草市景観計画は平成21年4月の制定である                |
| p1124  | る記載              | ため、記載を修正すること。また、令和2年4                |
|        |                  | 月に実施しているのは、改正条例の施行ではな                |

| 該当頁 | 該当事項 | 内容                    |
|-----|------|-----------------------|
|     |      | く、計画の改訂であるため、記載を修正するこ |
|     | a .  | と。                    |

## (3) 指導・要望事項

| 該当頁   | 該当事項       | 内容                     |
|-------|------------|------------------------|
| p35   | 盛土についての留意点 | 現地で盛土する場合は、将来、土砂崩壊が発   |
|       |            | 生しないよう注意して行うこと。また、残土が  |
|       |            | 発生する場合は、事前に土砂処分場所を確保し  |
| ii .  |            | ておくこと。                 |
| p124等 | 景観配慮       | 事業予定地の周辺には風力発電機からの距離   |
|       | P 1        | が近い住居があるため、住民からの要望等が   |
|       | ž          | あった場合は、必要に応じて、事業による景観  |
|       |            | の変化に関する説明を検討すること。      |
| p204  | 文化財等に関する留意 | 事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包   |
|       | 点          | 蔵地がないため、文化財保護法第93条第1項  |
|       | 3          | に基づく届出は不要である。          |
|       |            | なお、出土品の出土等により貝づか、住居跡、  |
|       |            | 古墳その他遺跡と認められるものを発見したと  |
|       |            | きは、その現状を変更することなく、遅滞なく、 |
| 1     |            | 関係市町に連絡すること。           |
| p204  | 天然記念物に関する対 | 地域を定めず指定されている天然記念物とし   |
|       | 応          | てカモシカ、ヤマネ及びオオサンショウウオが  |
|       | ,          | あり、熊本県内一帯で指定されている天然記念  |
|       | , w        | 物としてベッコウサンショウウオがあることか  |
| l     |            | ら、事業実施等の際に、これらを発見した場合  |
|       |            | は、適切に保護するとともに、関係市町の教育  |
|       |            | 委員会に連絡すること。            |
| p206  | 森林法に基づく保安林 | 保安林における改変行為にあたっては、県知   |
|       | の指定        | 事の許可が必要となるため、天草広域本部林務  |
|       | ***        | 課と協議すること。              |
| p206等 | 砂防指定地等に関する | 「砂防指定地」、「急傾斜地崩壊危険区域」   |
|       | 手続き        | 及び「地すべり防止区域」内で、土地の掘削等  |
|       |            | の制限行為を行う場合には、法令に基づき、事  |
|       |            | 前に許可が必要となるため、所管の天草広域本  |
| -     |            | 部天草地域振興局土木部に申請すること。    |

| 対地開発許可に関する   当該事業計画では林地開発許可が必要となる   ため、天草広域本部林務課と協議すること。   中文   | 該当頁      | 該当事項       | 内 容                   |
|---|----------|------------|-----------------------|
| □ 1048  | p212     | 林地開発許可に関する | 当該事業計画では林地開発許可が必要となる  |
| クル にリサイクル・処分を行うこと。  - 景観に関する情報提供 及び報告 事業実施にあたって、景観配慮に関する事項 については、天草市都市計画課に情報提供すること。また、景観に関する重要事項については 天草市景観審議会に報告すること。 耐用年数経過後における風力発電機の撤去や 建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。  - 事業実施時の留意点 工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。 風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。 事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引時の留意点 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          | 協議         | ため、天草広域本部林務課と協議すること。  |
| ■ 景観に関する情報提供 及び報告  事業実施にあたって、景観配慮に関する事項 については、天草市都市計画課に情報提供する こと。また、景観に関する重要事項については 天草市景観審議会に報告すること。  耐用年教経過後における風力発電機の撤去や 建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事 業継続の可否を判断するための基準を明確化し ておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。  事業実施時の留意点  事業実施時の留意点  「関備等の維持管理  「原本を表示しているでは、適切な環境保全措置を速やかに講ずる こと。  「国力発電機の経年劣化による不具合等で周辺 環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を 行うこと。  「風車撤去費用の積立等 ・事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン (風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  事業予定地の土地取引 時の留意点  「事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   | p1048    | 伐採木の処理・リサイ | 事業に伴い発生する伐採木については、適切  |
| 及び報告 については、天草市都市計画課に情報提供すること。また、景観に関する重要事項については 天草市景観審議会に報告すること。 一 風力発電機の耐用年数 経過後の対応等   |          | クル         | にリサイクル・処分を行うこと。       |
| こと。また、景観に関する重要事項については<br>天草市景観審議会に報告すること。<br>耐用年数経過後における風力発電機の撤去や<br>建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事<br>業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必<br>要に応じて周辺住民への説明を行うこと。<br>工事開始後又は施設稼働後等において、現時<br>点で予測し得なかった環境への影響が生じた場<br>合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずる<br>こと。<br>風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺<br>環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を<br>行うこと。<br>事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン<br>(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用<br>(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用<br>(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生<br>する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月<br>の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実<br>に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。<br>事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課<br>及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          | 景観に関する情報提供 | 事業実施にあたって、景観配慮に関する事項  |
| 天草市景観審議会に報告すること。     耐用年数経過後における風力発電機の撤去や建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。     事業実施時の留意点 工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。     風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。     風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。     事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。     事業予定地の土地取引時の留意点   |          | 及び報告       | については、天草市都市計画課に情報提供する |
| <ul> <li>■ 風力発電機の耐用年数 経過後の対応等</li> <li>● 建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。</li> <li>■ 事業実施時の留意点</li> <li>工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。</li> <li>■ 風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。</li> <li>■ 風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。</li> <li>■ 事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。</li> <li>■ 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び帯北町企画政策課へ土地売買等届出書の提及び帯北町企画政策課へ土地売買等届出書の提及び帯北町企画政策課へ土地売買等届出書の提</li> </ul> |          |            | こと。また、景観に関する重要事項については |
| 経過後の対応等  建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。  - 事業実施時の留意点  工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。  - 風車撤去費用の積立等  - 風車撤去費用の積立等  - 風車撤去費用の積立等  本ルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引時の留意点  - 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          |            | 天草市景観審議会に報告すること。      |
| 業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。  - 事業実施時の留意点  工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  - 設備等の維持管理  風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。  - 風車撤去費用の積立等  事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引時の留意点  事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   | -        | 風力発電機の耐用年数 | 耐用年数経過後における風力発電機の撤去や  |
| でおくとともに、事業を継続する場合には、必要に応じて周辺住民への説明を行うこと。  - 事業実施時の留意点  工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  - 設備等の維持管理  風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。  - 風車撤去費用の積立等  事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電)の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引時の留意点  事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          | 経過後の対応等    | 建て替え等の判断にあたっては、あらかじめ事 |
| 要に応じて周辺住民への説明を行うこと。  工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  一 設備等の維持管理     風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。  一 風車撤去費用の積立等     事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引時の留意点  事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            | 業継続の可否を判断するための基準を明確化し |
| <ul> <li>事業実施時の留意点</li> <li>工事開始後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。</li> <li>風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。</li> <li>風車撤去費用の積立等</li> <li>事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。</li> <li>事業予定地の土地取引時の留意点</li> <li>事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提</li> </ul>  | 1        |            | ておくとともに、事業を継続する場合には、必 |
| 点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  一 設備等の維持管理  風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。  - 風車撤去費用の積立等  事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引  事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  | <u>#</u> |            | 要に応じて周辺住民への説明を行うこと。   |
| 合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  一 設備等の維持管理     風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。     事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。     事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          | 事業実施時の留意点  | 工事開始後又は施設稼働後等において、現時  |
| □ と。 □ 設備等の維持管理 □ 風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。 □ 風車撤去費用の積立等 □ 事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。 □ 事業予定地の土地取引時の留意点 □ 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            | 点で予測し得なかった環境への影響が生じた場 |
| <ul> <li>一 設備等の維持管理</li> <li>風力発電機の経年劣化による不具合等で周辺環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を行うこと。</li> <li>一 風車撤去費用の積立等</li> <li>事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。</li> <li>事業予定地の土地取引時の留意点</li> <li>事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提</li> </ul>  |          |            |                       |
| 環境に影響が生じないよう、適切な維持管理を<br>行うこと。  - 風車撤去費用の積立等 事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン<br>(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用<br>(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引<br>時の留意点 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            | Cave                  |
| 一 風車撤去費用の積立等 事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン (風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用 (風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。 事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  | _        | 設備等の維持管理   |                       |
| - 風車撤去費用の積立等 事業終了後に設備を撤去する場合は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン (風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用 (風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。 事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            |                       |
| ネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン<br>(風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用<br>(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生<br>する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定し<br>たうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月<br>の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実<br>に積立てを行うこと。また、それらの計画につ<br>いて、関係自治体に情報提供するよう努めるこ<br>と。  事業予定地の土地取引<br>時の留意点  事業予定地に関する土地取引を行う場合、契<br>約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課<br>及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            |                       |
| (風力発電)」に基づき、あらかじめ廃棄等費用<br>(風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生<br>する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定し<br>たうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月<br>の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実<br>に積立てを行うこと。また、それらの計画につ<br>いて、関係自治体に情報提供するよう努めるこ<br>と。<br>事業予定地の土地取引<br>時の留意点<br>事業予定地に関する土地取引を行う場合、契<br>約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課<br>及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   | _        | 風単撤去費用の積立等 |                       |
| (風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          |            |                       |
| する廃棄物の処理に係る費用)の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            |                       |
| たうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          | v = ""     |                       |
| の積立金額を設定した事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契 約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          |            |                       |
| に積立てを行うこと。また、それらの計画について、関係自治体に情報提供するよう努めること。  - 事業予定地の土地取引 事業予定地に関する土地取引を行う場合、契約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          | 6          |                       |
| いて、関係自治体に情報提供するよう努めること。   | ×        |            |                       |
| と。一 事業予定地の土地取引事業予定地に関する土地取引を行う場合、契時の留意点約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          |            |                       |
| -事業予定地の土地取引事業予定地に関する土地取引を行う場合、契時の留意点お締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  |          |            |                       |
| 時の留意点 約締結日から2週間以内に、天草市地域政策課及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提  | -        | 事業予定地の十地取引 |                       |
| 及び苓北町企画政策課へ土地売買等届出書の提   |          |            |                       |
|   |          |            |                       |
|   |          |            |                       |
| 地売買等届出書の提出後は、県の関係課から開   |          |            |                       |
| 発に際しての留意事項等について通知する場合   |          |            |                       |
| がある。  | *        |            |                       |

| 該当頁  | 該当事項        | 内 容                   |
|------|-------------|-----------------------|
| _    | 農用地区域からの除外  | 当該事業実施予定地の一部について、苓北町  |
|      |             | が策定する農業振興地域整備計画において定め |
|      | -           | られた農用地区域が含まれていることから、農 |
|      |             | 用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供す |
| , ,  |             | る場合は、あらかじめ農振法第15条の2第1 |
|      |             | 項の開発行為の許可を受けるか、同法第13条 |
|      |             | 第2項に基づき農用地区域からの除外手続きを |
|      | .63         | 行うこと。                 |
| -    | 農用地区域以外の農業  | 農業振興地域の区域のうち農用地区域以外に  |
|      | 振興地域内における開  | ある区域における開発行為について、当該開発 |
|      | 発行為について     | 行為により、農用地区域内にある農用地等にお |
| ĺ    |             | いて土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若し |
| l    |             | くは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発 |
| - 3- |             | 生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係 |
|      |             | る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障 |
|      |             | を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の |
|      |             | 達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる |
|      |             | ときは、知事は、事業者に対しその事態を除去 |
|      |             | するために必要な措置を講ずべきことを勧告す |
| 71   | v           | ることができることとなっているため、留意す |
|      |             | ること。                  |
| -    | 農地等での風力発電機  | 農地又は採草放牧地に風力発電機を設置する  |
|      | 設定にあたっての留意  |                       |
|      | 点           | り、農地区分によっては許可できない場合があ |
|      | et vá v · · | ることから、対象事業実施区域の市町に確認す |
|      |             | ること。                  |